

生物多様性の保全及び持続可能な利用の促進に向けた支援について

【担当省庁】環境省

京都府・京都市共同提案

生物多様性地域連携促進法に基づく地域連携保全活動支援センターである「きょうと生物多様性センター」について、安定的に運営できるまでの間、継続的な支援が可能となるよう制度を拡充いただくとともに、十分な予算を確保いただきたい。

また、保全団体や民間企業等による「自然共生サイト」への認定を促進するため、「自然共生サイト」に認定された場合の経済的インセンティブの付与を検討いただきたい。

【現状・課題等】

- 令和5年4月に府市協調により設置した「きょうと生物多様性センター」（生物多様性地域連携促進法第31条に基づく「地域連携保全活動支援センター」として位置付け）においては、持続可能な生物多様性保全の取組を展開するため、生物多様性情報の継続的な集積やデータベース化、それら収集された知見に基づく理解促進や担い手育成、民間企業や保全団体等への保全活動の支援、保全に係る様々な主体の連携・協力関係を構築するに向けた取組を行っているところ。
- 以上の取組を継続的に推進するためには、センターそのものの安定的な運営と、持続可能な保全活動を支えるための地域経済を活性化させる取組の強化が必要となっているが、保全活動等に対する財政的支援を行う環境省の生物多様性保全推進自然事業（交付金）については、交付対象となる事業期間が2年又は3年に限定されている。
- 「自然共生サイト」の法制化に向け、第213回通常国会に法案が提出され、地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和6年法律第18号。生物多様性増進活動促進法）が令和6年4月19日に公布された。（令和7年4月施行予定）

京 都 府 の担当課	総合政策環境部 自然環境保全課(075-414-4378)
---------------	-------------------------------

【国の事業等】

■OECD×良好な環境の創出による自然再生・地域創生の推進〔環境省〕

3.71 億円

- 「OECD の活用」と「良好な環境の創造」を相互補完的に促進することで、その相乗効果により、森や川から、里・まちを通して海に至るまで、貴重な自然環境や良好な環境を有機的に結び付け、広域的な生態系ネットワークとして「森・里・まち・川・海」のつながりを確保し、自然再生と地域創生を実現する。

【京都府の取組】

■きょうと生物多様性センター事業 11 百万円

京都の自然の恵みを守り、次世代につないでいくため、府市協調により「きょうと生物多様性センター」を設置し、企業、研究機関、保全団体、府民等のオール京都での生物多様性保全を推進する。

※ 京都市予算 11 百万円を合わせ、センター事業費としては 22 百万円を確保。